

2025年1月30日(木)

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判(宗教者核燃裁判) 第7回口頭弁論期日の概要

宗教者核燃裁判弁護団

原告

258名(仏教、キリスト教、神道、その他)(2020年12月17日に28名が二次提訴、2021年11月19日に16名が三次提訴、2022年12月10名が四次提訴を含む)

被告

日本原燃株式会社

裁判所

東京地方裁判所民事第37部(貝阿彌亮裁判長、中原隆文裁判官、山崎優介裁判官)

事件番号:令和2年(ワ)第6225号、第31962号、令和3年(ワ)第30042号、令和4年(ワ)第32493号

請求の趣旨

- 1 被告は、青森県上北郡六ヶ所村弥栄平地区において、再処理工場を運転してはならない。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。との裁判を求める。

事案の概要

本件は、宗教者、信仰者である原告らが、人の歴史において築き上げられた叡智を過去から受け継ぎ未来に生きる人々に受け渡すという宗教者の責務を果たすために、核がもたらした悲劇を繰り返してはならない、子どもたちに被ばくを強要してはならない、これ以上次世代に核のゴミを押し付けるわけにはいかない、と強く決意して、地方の犠牲のもとに電気を受け取っている大都会東京の地において、人格権に基づき、本件再処理工場の運転差し止めを求める訴訟である。

弁護団

河合 弘之、浅石 紘爾、井戸 謙一、池田 直樹、大河 陽子、北村 賢二郎

訴訟の経緯

2020年3月9日 提訴/2020年12月17日 第1回口頭弁論期日/2021年4月8日 第2回口頭弁論期日/2021年10月7日 第3回口頭弁論期日/2022年7月7日第4回口頭弁論期日/2022年12月20日第5回口頭弁論期日/2023年10月5日第6回口頭弁論期日

今回の期日【予定】

原告

提出書面:準備書面19(①出戸西方断層の活断層の長さの評価について、②上原子断層～七戸西方断層の地震動評価について)、準備書面20(基準地震動の策定におけるプレート間地震の地震動想定236ガル等の数値が明記されている箇所の特定の釈明に対する被告の回答を踏まえての補充主張。)、準備書面21(被告準備書面(10)に対する認否)、準備書面22(被告準備書面(11)、(12)への反論)、準備書面23(原告・田中徳雲さん(同慶寺住職)意見陳述)

被告(日本原燃)

提出書面:準備書面(10)(再処理事業指定基準規則の解釈等の改正の概要等)、準備書面(11)(地震動の地域性など)、準備書面(12)(原告ら準備書面19、20に対する反論)

ご参考 六ヶ所再処理施設をめぐる訴訟等(青森地裁・行政訴訟)

1993年9月17日提訴「高レベルガラス固化体貯蔵施設」廃棄物管理事業許可処分取消請求訴訟、1993年12月3日提訴「再処理事業指定処分取消請求訴訟、2021年1月22日提訴再処理事業指定処分取消請求訴訟(7月29日出された設置変更許可処分の取消訴訟)、2021年2月16日提訴原子力規制委員会が、日本原燃株式会社に対し、2020年8月26日付でなした、日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可処分の取消訴訟。

問合せ先: 弁護団事務局 さくら共同法律事務所03-6384-1153(松田)